墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画



平成 26 年 9 月

墨田区

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 発生段階の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 対策実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章 国、都及び区等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 基本的な責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制・・・・・・・	11
第3章 対策の基本項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1 サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・	18
2 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3 区民相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
6 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
7 区民生活及び区民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・	30
第4章 各段階における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
1 未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(1) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・	33
(2) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(3) 区民相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(4) 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(5) 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(6) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(7) 区民生活及び区民経済の安定の確保・・・・・・・・・・	37
2 海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(1) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・	38
(2) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(3) 区民相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(4) 感染拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(5) 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(6) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40

(7)	区民生活及び区民経済の安定の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
3	国内発生早期・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
(1)	サーベイランス・情報収集・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
(2)	情報提供・共有・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
(3)	区民相談・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
(4)	感染拡大防止・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
(5)	予防接種・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
(6)	医療・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
(7)	区民生活及び区民経済の安定の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
4	都内発生早期・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
(1)	サーベイランス・情報収集・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
(2)	情報提供・共有・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(3)	区民相談・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(4)	感染拡大防止・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
(5)	予防接種・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
(6)	医療・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
(7)	区民生活及び区民経済の安定の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
5	都内感染期・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
(1)	サーベイランス・情報収集・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
(2)	情報提供・共有・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
(3)	区民相談・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
(4)	感染拡大防止・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
(5)	予防接種・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
(6)	医療・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
(7)	区民生活及び区民経済の安定の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
6	小康期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
(1)	サーベイランス・情報収集・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
(2)	情報提供・共有・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
(3)	区民相談・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
(4)	感染拡大防止・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
(5)	予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
(6)	医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
(7)	区民生活及び区民経済の安定の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60

61

【用語解説】

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 国の取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成 17 年、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号)」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)が世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立さ

れるに至った。その後、平成25年6月に国は特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定した。

3 東京都の取組の経緯

東京都(以下「都」という。)では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。また、平成22年3月には「都政のBCP(新型インフルエンザ編)」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25 年 4 月に特措法が施行され、「政府行動計画」が新たに策定されたことを踏まえ、平成 25 年 11 月に特措法第 7 条に基づき既に策定してきた行動計画等を一本化し、新たに「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「都行動計画」という。)を策定した。

4 墨田区の行動計画

墨田区(以下「区」という。)では、平成20年10月に「墨田区新型インフルエンザ対策行動計画」及び「墨田区新型インフルエンザ対策実施計画」を、平成23年3月に「墨田区事業継続計画(BCP)〈新型インフルエンザ編〉」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「政府行動計画」及び「都行動計画」が新たに策定されたことを踏まえ、各行動計画との整合性をとりつつ、特措法で規定された新たな事項を加え、区の新型インフルエンザ等の対策について新たに行動計画を策定するものである。

本行動計画は、特措法第8条に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針、危機管理体制及び区が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策について、常に国や都から情報収集を行い、適時適切に変更を行うものとする。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型イン フルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

特措法では、区市町村は都道府県行動計画に基づいて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定することが求められている。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法、感染症法及びその他の法令等に基づき新型インフルエンザ等への対策を実施することになる。対策の実施に際しては、国が政府対策本部の下で新型インフルエンザ等への基本的対処方針を決定し、都及び区は決定された基本的対処方針に基づき、それぞれの定めた行動計画により、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することが求められることとなる。

そこで、本行動計画は、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定(地方)公共機関、医療機関、区民及び事業者の役割を示し、 相互に緊密な連携を図りながら新型インフルエンザ等の対策を推進する。

加えて、区の地理的な条件や東京スカイツリー効果による国内外からの観光客増加等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(4)計画の推進

本行動計画には、国や都の動向を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する最 新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5)計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者から意見を聴き、行う。

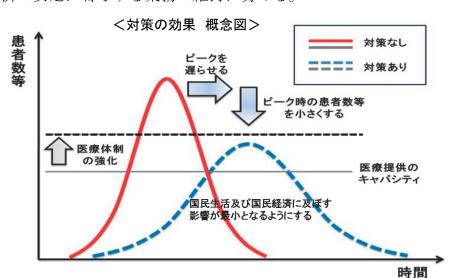
2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を守る。
- 2 区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を守る。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン 製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の策定・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び区 民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画(内閣官房)

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び都行動計画を参考に、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

<流行規模·被害想定>

「一一」が長一次日心だっ		
	都 ^{※1}	区
罹患割合	都民の約30%が罹患	区民の約30%が罹患
患者数	3,785,000 人	72,600 人
健康被害		
(1)流行予測による被害		
ア 外来受診者数	3,785,000 人	72,600 人
イ 入院患者数	291,200 人	5,600 人
ウ 死亡者数	14,100 人	270 人
(インフルエンザ関連死亡者数) ^{※2} (2)流行予測のピーク時の被害		
ア 1日新規外来患者数	49,300 人	950 人
イ 1日最大患者数	373,200 人	7,200 人
ウ 1日新規入院患者数	3,800 人	70 人
エ 1日最大必要病床数	26,500 床	510 床

- ※1 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成25年11月)から出典
- ※2インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者:外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、 従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

都行動計画で定める発生段階は、政府行動計画で定める地方の発生段階(未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期)の区分にあわせた6区分としている。また、地域の発生段階(地域未発生期、地域発生早期及び地域感染期)については、都における発生段階であるため、名称を国内発生早期、都内発生早期及び都内感染期と定めている。

区は、地域医療体制の確保や感染拡大防止に関し、都に準じた役割が求められており、都の対策と整合性をとる必要があるため、都行動計画と同じ発生段階を設定する。また、都内感染期における医療提供体制についても都にあわせて、詳細なステージ別(第1ステージ「通常の院内体制」、第2ステージ「院内体制の強化」、第3ステージ「緊急体制」)の区分を設定した。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部(以下「都対策本部」という。)(本部長:東京都知事)において決定される。

なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)をした場合には、区対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

政府行動計画								
国	地方							
未発生期								
海外到	Ě 生期							
国内発生	地域 未発生期							
早期	地域発生 早期							
国内 感染期	地域感染期							
小康期								

E1 144	動計画 動計画	状態					
未発	生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態					
海外	発生期	毎外で新型インフルエンザ等が発生した状態					
国内交	生早期	国内で発生しているが全て	国内で発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で				
国的先	(生平)別	追える状態で、都内では息	患者が発生していない状態				
		都内で新型インフルエンサ	げ等の患者が発生しているが、				
都内発	生早期	全ての患者の接触歴を疫気	学調査で追える状態				
	〈医療体制〉	都内で新型インフルエン	〈医療体制〉				
	第一ステージ	ザ等の患者の接触歴が	患者の接触歴が疫学調査で追えなく				
	(通常の院内体制)	疫学調査で追えなくなっ	なり、入院勧告体制が解除された				
		た状態	状態				
			流行注意報発令レベル(10人/定点)				
都内感染期	第二ステージ		を目安とし、入院サーベイランス等の				
4月77公米 7月	(院内体制の強化)		結果から入院患者が急増している				
			状態				
			流行警報発令レベル (30人/定点)				
	第三ステージ		を目安とし、さらに定点上昇中、かつ				
	(緊急体制)		入院サーベイランス等の結果から				
			病床がひっ迫している状態				
//>	· 表期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準					
/1\)5	₹ <i>为</i> 1	でとどまっている状態					

5 対策実施上の留意点

国及び都と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国の基本的対処方針や都の基本方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、区民への不要不急の外出自粛の協力の呼びかけ等、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、 理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部は都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。その際、墨田区新型インフルエンザ等対策本部長(以下「区対策本部長」という。)は、必要に応じて、東京都新型インフルエンザ等対策本部長(以下「都対策本部長」という。)に対し新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対 策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 国、都及び区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、区民、事業者等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び区民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1)国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を 的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定(地方)公共機関が実施する新型イン フルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の 態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び 閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係 省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を 決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、 対策を進める。

(2)都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3)区

平常時には、本行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や高齢者・障害者等への生活支援など、本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や 必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び 地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

〈指定公共機関〉

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、 輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

〈指定地方公共機関〉

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政 法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が 指定するもの

(6)登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活 及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任 を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業 務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ 等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、区や都等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品、マスク等の備蓄に努める。

発生時には、区や都等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時には、全庁的に情報共有を行うとともに、訓練を実施することにより新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、特措法により「緊急事態宣言」が行われたときは区においても、 直ちに区対策本部を設置する。このため、区対策本部について特措法で定められたも ののほか必要な事項を墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年墨田区条 例第10号))及び墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成25年墨田 区規則第45号)を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、区対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区対策本部長は、必要に応じて都対策本部長に対し新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に 実施する。

なお、緊急事態宣言が行われない場合であっても、国内で新型インフルエンザ等の 患者の発生が確認されるなど、必要に応じて、「庁内連絡会」を開催し、情報の共有を するとともに、関係各課に対し必要な対策を講じるよう要請する。

(1)区対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は副区長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき

はその職務を代理する。

- ・ 本部員は、教育長、本所消防署長及び向島消防署長又はこれらの署長が指名 する消防吏員、本部を構成する部の部長(以下「部長」という。)、その他本部長 が指名する職員をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、 区長が任命する。
- ・ 上記の区長が任命する職員のうちから、本部内の連絡調整を図るため、部長 は本部連絡員を指名する。

イ部

・ 本部に部を置く。

(分掌は、(2) 区対策本部各部の分掌事務のとおり)

- ウ 区対策本部会議
 - ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

<区対策本部の組織>

	_(本部員)		
本部長 副本部長 (国区長)	教育長		
	・本所消防署長又は当該署長	長が指名する消防吏員	
	・向島消防署長又は当該署長	₹が指名する消防吏員	
		· 如 E 纵致如 E	(本部連絡員)
	新型インフル総務部	部 長 総務部長副部長 会計管理者	— 総務課長
		部 長 区民部長	. —
	新型インフル物資輸送部	副部長 監査委員事務局長	— 国保年金課長
	新型インフル救護部	部 長 区民活動推進部長 副部長 区民活動推進部参事 産業観光部長、産業観光部参事	区民活動推進 課長
		部 長 環境担当部長	ı
<u> </u>	新型インフル環境部	P K WWIE IN K	— 環境保全課長 —
	新型インフル施設保護部	部 長 子ども・子育て支援担当部長	― 子ども課長
	新型インフル 要援護者救護部	部長福祉保健部長	— 介護保険課長
	新型インフル保健衛生部	部 長 保健衛生担当部長	— 生活衛生課長
	新型インフル建築部	部長都市計画部長	— 都市計画課長
	新型インフル建設部	部 長 都市整備部長 副部長 立体化推進担当部長	— 都市整備課長
	新型インフル教育部	部 長 教育委員会事務局次長 副部長 教育委員会事務局参事	— 庶務課長
	新型インフル区議会部	部 長 区議会事務局長	区議会事務局 次長
	本部が指名する職員	企画経営室長、危機管理担当部長 秘書担当課長、安全支援課長 防犯対策担当副参事 保健計画課長、保健予防課長	

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>

保健衛生担当による発生情報収集 ○日常的に情報収集 未発生期 新型インフルエンザの発生情報入手 ○海外での発生情報の入手 ○WHOや厚生労働省、都 発生情報の確認・情報収集の強化 福祉保健局から情報収 海外発生期 集、発生を確認 「新型インフルエンザ等対策庁内連絡会」 ○庁内連絡会の構成 の開催 会 長:保健衛生担当部長 構成員:各部の庶務担当 課長 ○保健衛生担当部長の判断により、 必要に応じて 玉 内発生早期 開催し、情報共有・対応準備 「墨田区新型インフルエンザ等対策本部」 政府に ○区対策本部の構成 本部長:区長 の設置 よる「新 副本部長:副区長 型イン 本部員:(1)教育長、 ○政府による「新型インフルエンザ等緊急事態宣 (2)本所消防署長 フルエ 言」が行われた後、速やかに設置 都内 及び向島消防 ンザ等 署長又はこれら 1発生早 <国内発生早期> の署長が指名 緊急事 ○感染予防策励行の呼びかけ、区内発生への対 する消防吏員、 態宣言」 応準備 (3)本部の部の部長、 期 (4)本部長が指名 が行わ <都内発生早期> する職員 れた場 ○感染予防策の徹底、予防接種の実施準備、要 援護者支援の実施準備 合 <都内感染期> ○感染拡大防止策の徹底、予防接種の実施、要 援護者支援の実施 都内感染期 <緊急事態宣言が行われない時> ○必要に応じて、「庁内連絡会」を開催し、 情報の共有をするとともに、各種対策を 実施する。 「新型イ 「墨田区新型インフルエンザ等対策本部」 ンフルエ の廃止 小康期 ンザ等 緊急事

態宣言」

解除

(2) 区対策本部各部の分掌事務

		部の名称		分 掌
	新	企画経営室(企画・行政改革担	1	区対策本部(以下「本部」という。)の設置・運営に関すること。
	型 イ	当、政策担当、財政担当、秘書	2	本部の庶務及び本部指令の伝達に関すること。
	ン	担当、広報広聴担当)	3	国、都、他区等との情報連絡及び調整(危機管理分野に限る。)に関
総務	フル	総務部(総務課、法務課、職員	す	-ること。
部		課、契約課、人権同和・男女共	4	広報及び広聴に関すること。
		同参画課)	5	相談体制の整備、調整及び運営に関すること。
		総務部危機管理担当(防災課、	6	情報の収集及び記録に関すること。
		安全支援課)	7	庁舎及び各施設の感染予防・拡大防止策に関すること。
		区民部(窓口課出張所)	8	職員の感染予防・拡大防止策に関すること。
		会計管理室 (会計管理担当)	9	職員の予防接種(特定接種に限る。)の実施に関すること。
			10	職員の動員及び給与に関すること。
			11	対策に係る予算その他財務に関すること。
			12	対策に必要な契約及び検査に関すること。
			13	支出命令等の審査及び現金の出納に関すること。
			14	対策に必要な物品の出納に関すること。
			15	対策の総合調整に関すること。
			16	他の部の応援に関すること。
	新	区民部(国保年金課)	1	対策物資等の輸送に関すること。
物資	型 イ	企画経営室(情報システム担当)		区の業務に係るシステムの維持に関すること。
物資輸送部	ンフ	選挙管理委員会事務局	3	他の部の応援に関すること。
运 部	ル	監査委員事務局		
	新		1	
	型	区民活動推進部(区民活動推進	2	各施設の臨時休館の措置に関すること。
	イン	課、文化振興課)	3	戸籍などの届出窓口に関すること。
救護	フル	産業観光部(生活経済課、産業	4	遺体の収容及び搬送並びに一時保存に関すること。
部		経済課、観光課)	5	遺体の埋葬及び火葬に関すること。
		福祉保健部(厚生課、保護課)	6	町会・自治会等関係団体との情報連絡及び調整に関すること。
		福祉保健部子ども・子育て	7	中小企業等への支援に関すること。
		支援担当 (子育て支援課)	8	消費者相談に関すること。
		教育委員会事務局(生涯学習	9	生活困窮者の安否確認及び生活支援に関すること。
		課)	10	他の部の応援に関すること。
	新	区民活動推進部環境担当(環境	1	ごみの収集及び運搬に関すること。
	型 イ	保全課、すみだ清掃事務所)	2	施設の感染予防・拡大防止策に関すること。
環	シフ		3	施設の臨時休館に関すること。
境	ル		4	他の部の応援に関すること。
部				

		部の名称	分 掌
	新	区民活動推進部(区民活動推進	1 各施設の感染予防・拡大防止策に関すること。
旃	型 イ	課各コミュニティ会館)	2 施設の臨時休館の措置に関すること。
設	ン	産業観光部 (中小企業センター)	3 他の部の応援に関すること。
施設保護部	フル	福祉保健部子ども・子育て支	
部		援担当(子ども課、子育て支援総	
		合センター)	
		教育委員会事務局 (スポーツ振	
		興課、生涯学習課生涯学習セン	
		ター、郷土文化資料館、各図書	
		館)	
要	新	福祉保健部(介護保険課、高齢	1 障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。
要援護者救護部	型イ	者福祉課、障害者福祉課)	2 障害者、1人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の生活支援に関
者:	ンフ		すること。
救護	ル		3 障害者・高齢者施設の感染予防・拡大防止策に関すること。
部			4 施設利用者の安否確認に関すること。
			5 各施設の臨時休館の措置に関すること。
			6 他の部の応援に関すること。
	新	福祉保健部保健衛生担当(保健	
保健	型 イ	計画課、生活衛生課、保健予防	
保健衛生部	ンフ	課、向島保健センター、本所保	
1	ル	健センター)	3 感染予防・拡大防止策の広報に関すること(保健医療分野に限る。)。
			4 区民、医療機関等からの相談に関すること(保健医療分野に限る。)。
			5 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医
			療機関への勧告入院及び患者の移送等に関すること。
			6 医療の提供体制の確保に関すること。
			7 予防接種の実施に関すること(他の部に属するものを除く。)。
			8 登録事業者の予防接種(特定接種に限る。)の連絡調整に関するこ
			と。
			9 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。
			10 国、都等との連絡調整に関すること(保健医療分野に限る。)。
			11 所管する病院の医療の確保に関すること。
	並ӷ.	都市計画部(都市計画課、住宅	12 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。 1 区営住宅等の維持管理に関すること。
	新型	課、建築指導課、防災まちづく	
	イン	り課)	3 他の部の応援に関すること。
建	フ	総務部(営繕課)	
建築部	ル	↑ 1/1 H V H V H V H V H V V H D V H V V H D V	

		部の名称		分 掌
	新	都市整備部(都市整備課、道路	1	道路、河川及び公園の維持管理に関すること。
	型イ	公園課、土木管理課)	2	区が施行する工事の安全管理に関すること。
7-11.	ン	都市整備部立体化推進担当(立	3	水防活動の維持に関すること。
建設	フル	体化推進課、拠点整備課)	4	他の部の応援に関すること。
部				
	新	教育委員会事務局(庶務課、学	1	学校との情報連絡に関すること。
	型 イ	務課、指導室、すみだ教育研究	2	都教育委員会等との情報連絡に関すること。
+:/-	ン	所、各小・中学校、あわの自然	3	学校の新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。
教育部	フル	学園)	4	児童・生徒の安否確認に関すること。
部	部			学校の感染予防・拡大防止策に関すること。
			6	臨時休業の措置に関すること。
			7	他の部の応援に関すること。
	新	区議会事務局	1	区議会との連絡調整に関すること。
	型イ		2	他の部の応援に関すること。
区	ン			
区議会部	フル			
部				

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を守る」及び「区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び区民経済の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。保育所、幼稚園、小・中学校においては、「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」(※1)を活用し、区内及び「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」が導入されている近隣区のリアルタイムな情報の収集・分析を速やかに行う。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。また、「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」により、罹患者数や集団感染施設を把握していく。

※1 学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)

国立感染症研究所が開発し保育園や学校の欠席者の症状、疾患を入力することで、リアルタイムに自動解析し、日ごとに、園及び学校・地域・全国単位で、早期探知するシステムである。このシステムを活用することで集団生活での感染症の早期探知を迅速に行い、介入することで感染症のまん延防止対策につながる。

2 情報提供・共有

情報提供及び情報共有は、危機管理に関わる重要課題になるとの観点から、区は新型インフルエンザ等に関する情報を、区民、事業者及び関係機関等へ各発生段階に応じて適切に提供する。また、わかりやすい情報提供に努め、情報の共有を図ることで、区民、事業者及び関係機関等が十分な情報を基に、適切な判断・行動がとれるよう促す。

(1)情報提供手段の確保及び情報連絡体制の整備

区の人口は25万人を超え、そのうち65歳以上の高齢者人口が5万人、外国人人口が9千人を超えている。また、平成24年5月に東京スカイツリーが開業し、国内外から多くの観光客が訪れている。

このことから、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者や障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供に努め、区の広報誌、ホームページやチラシ(日本語版・英語版)など多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。情報提供に当たっては、企画経営室広報広聴担当が各部署で区民等に対し提供する内容を集約して一元的に発信する。

また、医療機関、警察や消防などの関係機関等との連絡体制を整備し、必要に 応じて訓練を実施する。

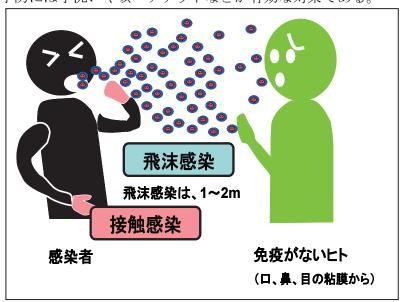
(2) 平常時における情報提供

新型インフルエンザ等の発生時に、区民等が不安を感じたり、混乱を招くことがないよう、平常時(未発生期)から新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な感染予防策について周知を図る必要がある。

このため、区の広報誌、ホームページ、チラシなどにより、新型インフルエンザ等の基本的知識、感染予防策、医療機関の受診方法などを区民や事業者に情報提供する。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染 (*1)」と「接触感染 (*2)」であり、その 予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(*1) 飛沫感染:

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(*2)接触感染:

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

(3) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

区内における感染状況、感染予防策、各発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法や学校、保育所、区施設等の臨時休業等について、区の広報誌、ホームページやチラシ等により、区民や事業者に対してできる限り迅速に情報提供する。

また、区内を訪れている外国人観光客に対しては、事業者と連携し、英語版の チラシ等を観光施設や宿泊施設等に掲示して情報提供する。

なお、発生時の情報提供に際しては、感染者への誹謗中傷や感染が確認された 地域への風評被害が起きないよう十分留意する。

(4)報道発表

報道機関に対する窓口は企画経営室広報広聴担当に一本化し、区の新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表は、企画経営室広報広聴担当が行う。

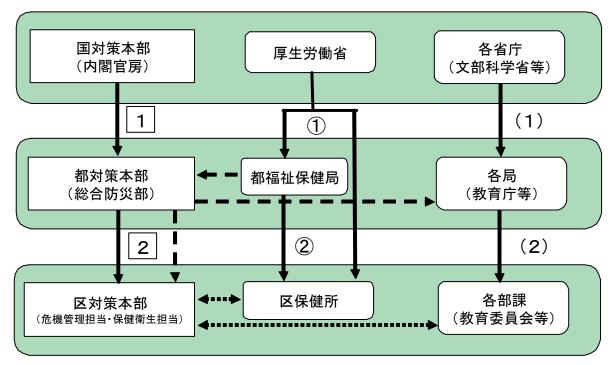
なお、公表する情報については、国や都に準ずるが、墨田区個人情報保護条例に基づく個人情報保護の観点から、個人が特定されないよう留意する。

(5) 庁内における情報共有

住民に最も身近な存在である区の役割として、区民等の不安を少しでも軽減し、 区民等の協力を得て、できる限り感染の拡大を抑制するとともに、限られた医療 資源を有効に活用するため、正確な情報を迅速かつ遺漏なく区民等に提供する必 要がある。

国や都から提供される情報は、複数のルートで平常時と同様、各部署に行われるため、どのような情報が通知されているかについて、庁内で情報共有する必要がある。そのため、新型インフルエンザ等の発生時に、各部署が通知された文書や区民等に送付する文書を情報共有できるよう、危機管理担当でとりまとめ、情報を集約して一元的に管理する。通知された文書等は庁内LANを活用して全庁掲示板に掲載するなど、情報の共有化を図る。(墨田区事業継続計画(BCP)(新型インフルエンザ編)「第3章第5節 情報連絡体制」参照)

○新型インフルエンザ等に関する国・都から区への情報の流れ(国の通知等)



- 1→2 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
 - ◆・・▶ 庁内での情報の流れ

(6) 医療機関等との情報共有

平常時から、区東部感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関(※1)や感染症診療協力医療機関(※2)との緊急時情報連絡体制を構築する。

※1 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症(一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症 又は新感染症)に罹患した患者の入院医療を行う医療機関 (1 医療機関(平成 26 年 8 月現在))

※2 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの 経過観察を行う医療機関(必要に応じて1~2日間程度の入院扱いを含む。) (区内2医療機関(平成26年8月現在))

(7) 関係機関等との情報共有

警察、消防等の関係機関等とは、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、 相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有化を図り、発生 時に緊密な連携がとれるよう準備を進める。

3 区民相談

新型インフルエンザ等の発生により生じる区民等の不安を解消し、適切な感染予防策を周知するため、医療機関の受診方法や感染予防策など区民等からの各種相談に対して、次のように対応する。

(1)健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民等の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、平日は、保健所に設置し、夜間・休日においては、都が提供する場所において各保健所が共同で窓口を設置し、24 時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

(2) 一般的な問合せ

海外発生期から都内感染期にかけて、新型インフルエンザ相談センターに問合せが多く寄せられ、サーベイランスや感染拡大防止策など、他の公衆衛生活動に支障が生じる可能性がある。

このため、新型インフルエンザ等に関する一般的な質問は、国や都から配布される質疑応答集などを活用し、区の代表電話でも対応し、必要に応じて関係部署に取り次ぐ。

また、各部署においても、国や都から配布される質疑応答集などを活用し、一般的な問合せに対応する。さらに、国や都の各部門から提供された情報に伴う所管施設等からの相談については、各所管部署が適切に対応する。

さらに、各部や代表電話に寄せられた相談内容を整理し、相談の多い問合せについては、FAQ(よくある質問とその回答)を活用しホームページに掲載する。

(3) その他の相談

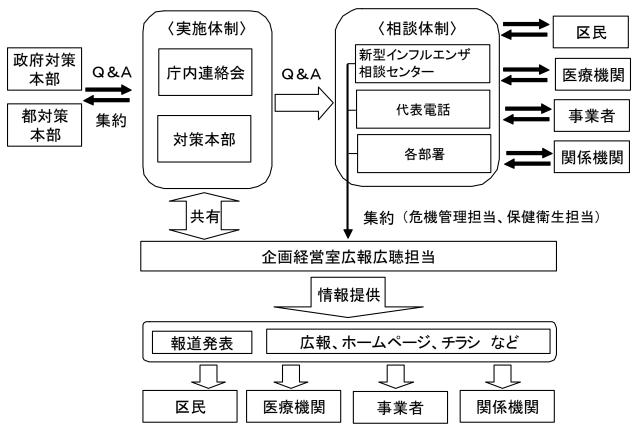
ア 施設・催物等に関する相談

国が都内を対象として緊急事態宣言を行った場合には、特措法第 45 条に基づき、都が不要不急の外出自粛の要請や学校、保育所等の施設の使用制限等を要請する場合がある。この場合、学校、保育所等の臨時休業や各種イベント等の休止が行われることがあるため、これらの問合せに対しては、各所管部署で適切に対応するとともに、区の広報誌やホームページ等で区民等に周知する。

イ 生活に関する相談

新型インフルエンザ等の感染拡大により、学校、保育所等が臨時休業しているが保護者が勤務等の都合によりやむを得ず休暇を取得できない場合の育児の相談や、運転資金の確保が困難になった事業者からの融資の相談など生活に関する相談については、各所管部署で適切に対応する。

〇相談体制に係る情報伝達経路



上記(1)~(3)の区民等からの相談内容については、危機管理担当及び保健衛生担当で集 約し各部署で情報共有するとともに、相談の多い問合せについては、区民等に情報提供する。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、医療資源、医療体制への負担を最小限にすることを目的に、感染拡大防止策を実施する。

(1) 個人における感染拡大防止策

広く区民等に対し、家庭や職場等において、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の注意喚起や予防接種、職場での感染予防策の周知等を発生段階ごとに実施する。

また、特措法第24条に基づき、都が不要不急の外出自粛の協力要請を行った場合は、区民等への協力を呼びかけるとともに、特措法第45条第1項に基づき、都が不要不急の外出自粛の要請を行った場合は、速やかに区民等に周知する。

さらに、次のように海外発生期から都内発生早期と、都内感染期では、発症した場合の対応が異なることを周知する。

都内発生早期までの段階で感染した疑いがある者は、万が一新型インフルエンザ等に感染した場合、待合室等で他者に感染させてしまうおそれがあるので、まず、保健所に設置される新型インフルエンザ相談センターに電話等で問合せ、その指示に従って指定された医療機関を受診する。

都内発生早期の段階において、患者が発生した場合には、当該患者に速やかに 感染症指定医療機関において適切な医療を提供するとともに、必要に応じ、保健 所が感染症法に基づく入院勧告措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する健康 観察及び感染を広げないための防疫措置を実施する。

都内感染期の段階では、原則として一般の医療機関で新型インフルエンザ等の 診療を行うこととなる。

医療機関を受診するときは、マスク着用や咳エチケットを心がけ、周囲に感染 させないよう配慮する。

(2) 学校等における感染拡大防止策

ア 区立学校・幼稚園・保育所等

児童、生徒や園児に新型インフルエンザ等が集団発生する可能性があるなど、 地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感な どの症状があれば、学校等を休むなどの注意喚起を行う。

都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒・ 園児については、接触者の健康管理に努める。また、保健所、所管部署や医師 との連携により、児童・生徒・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、 施設内の消毒等の感染拡大防止に努める。

集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒・園児の健康観察、必要に応じて臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講じる。 また、学校サーベイランス又は保育所サーベイランスを活用し保健所に報告する。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無に関わらず、 必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。 これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請に基づき実施する。

イ 私立学校・幼稚園・保育所等

児童、生徒や園児に新型インフルエンザ等が集団発生する可能性があるなど、 地域における感染拡大の起点となりやすいことから、各設置者に対し発熱や咳、 全身倦怠感などの症状があれば、学校等を休むなどの注意喚起を行うよう要請 する。

また、各設置者に対し、都内発生早期の段階において新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒・園児については、接触者の健康管理に努めるよう要請する。また、保健所、所管部署や医師と連携し、児童・生徒・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止に努めるよう要請する。

集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒・園児の健康観察、必要に応じて臨時休業などの措置を講じるとともに、学校サーベイランス 又は保育所サーベイランスを活用し保健所に報告するよう要請する。

また、同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無に関

わらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を 講じるよう要請する。

さらに、新型インフルエンザ等の症状がある学校職員等に対しては、出勤自 粛の徹底や受診勧奨等の感染拡大防止策を行うよう要請する。

これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請に基づき実施する。

(参考 都立学校における感染拡大防止策)

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての都立学校の閉鎖について検討する。

出典:東京都新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月)

ウ 高齢者・障害者等の社会福祉施設

各設置者に対し、新型インフルエンザ等の疑われる利用者、施設職員について、接触者の健康管理に努めるよう要請する。また、保健所、所管部署や医師と連携し、利用者、施設職員へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設の消毒等、感染拡大防止に努めるとともに、必要に応じて、臨時休業等の措置をとるよう要請する。

また、新型インフルエンザ等の症状がある利用者、施設職員に対しては、施設利用制限や出勤自粛の徹底、受診勧奨等の感染拡大防止策を行うよう要請する。

これらの対応は、国の基本的対処方針や都の要請に基づき実施する。

(3) 事業者における感染拡大防止策

事業者に対して、従業員へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、感染予防策の注意喚起を行う。

また、新型インフルエンザ等の症状がある従業員の健康管理や受診勧奨等の感染拡大防止策の協力を要請する。

さらに、特措法第45条第2項に基づき、都が施設の使用制限等の要請を行った場合は、迅速に情報提供し、理解・協力を求める。

5 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、特措法に基づき、区が実施する予防接種には、特定接種と住民接種の2種類がある。これらの予防接種は、ワクチンを接種することにより、個人の発症や重症化を防ぐことが期待され、接種を通じて受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることを目的とする。

(1) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、新型インフルエンザ発生前に鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスで製造したプレパンデミックワクチンと発生後に発生した新型インフルエンザウイルスで製造するパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

プレパンデミックワクチンは、国において、製造元となるウイルス株や製造時期が異なるワクチンが製造・備蓄されており、一部が事前製剤化されている。

パンデミックワクチンは、国において新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のワクチンを国内で製造する体制を整備するよう研究・開発が行われている。国内の生産体制が構築されるまでは海外からの輸入が想定されている。ワクチンの供給については、国がワクチン製造・販売業者及び卸業者や都道府県と連携して行う。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民 経済の安定を確保するため」に登録事業者等に対して行うものであり、政府対策 本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、 備蓄のワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチン の有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

特定接種における、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、 政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係 る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合 的に判断し、基本的対処方針で示される。

なお、区職員を対象として実施する場合は、予防接種法第6条第1項の規定を 根拠とし、区が実施主体となる。

(2)-1 特定接種の対象者

特定接種の対象者は次のとおりである。なお、特定接種の対象者のうち、③ については、区が実施主体となり特定接種を行う。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」 を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣 の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの 業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(2)-2 特定接種の方法

特定接種は、原則として集団的接種にて行う。

(3) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)に基づく予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種を行うこととなる。

区が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を行う。

住民接種に際し、その在り方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、基本的対処方針で示される。

なお、国及び都は、予防接種を行うために必要と認める場合には、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。

〈参考 予防接種法第6条第1項(臨時接種)と予防接種法第6条第3項(新臨時接種) の違い〉

公的関与の度合い

高		努力義務	勧奨	接種費用の 自己負担	健康被害の救済措置
	臨時接種	0	(接種を受けるよう勧める)	なし	予防接種法 による救済
低	新臨時接種	×	(接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除 き実費徴収可能	予防接種法 による救済

(参考 住民接種の接種順位に関する基本的考え方)

- ①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事 者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者 以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を 基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処 方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - a 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。

i 基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成 21 年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。

ii 妊婦

- b 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- c 成人·若年者
- d 高齢者: ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群 (65 歳以上の者)
- ⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方(重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方)もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典:新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V予防接種に関するガイドライン」 (新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)

6 医療

新型インフルエンザ等による区民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、各発生段階に応じた医療の提供は不可欠な要素である。しかし、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数等の大幅な増大が予想される。このため、限りある地域における医療資源(医療従事者、病床数等)を有効活用し、流行状況に応じた医療体制を整備する必要がある。

そのため、未発生期から区内医療関係機関等との連携・協力のもと、医療資源の効果的・効率的な活用のための体制をあらかじめ検討し、整備しておく。

(1) 医療提供体制の整備等

区は、未発生期より地域の医療機関や薬局、消防等の関係機関と連携し、区の事情に応じた医療提供体制の整備を推進する。また、都が実施する感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加し、感染症指定医療機関の所在地を基準とするブロックにおける地域医療確保計画の作成に参画するなど、医療提供体制の整備の推進を図る。

地域医療確保計画の策定における検討の中では、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定や、小児・重症患者受入可能医療機関の確保に関し検討することがあげられる。

さらに、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療 提供の方法を検討する。

一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成に努め、感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における対応

新型インフルエンザ等の発生時には、都と統一的な基準に沿って医療機関に対応し、保健所において新型インフルエンザ相談センターを設置し、区民等からの電話による相談の実施、患者の振り分けなどを行う。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策が有効である可能性があるため、都が指定している感染症診療協力医療機関は、都の要請に基づき、新型インフルエンザ等が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う「新型インフルエンザ専門外来」を設置する。

新型インフルエンザ等の発生に伴う具体的な対応としては、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者を、区内の感染症診療協力医療機関において設置した「新型インフルエンザ専門外来」で診察する。採取した患者の検体は保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果が判明するまでの間は、感染

症診療協力医療機関にて経過観察を行う。検査結果が陽性の患者(症例定義上の 擬似症を含む。)は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関で入院治療を行う。 検査の結果、陰性と判明した患者については、感染症診療協力医療機関において、 重症度によって、一般病院への入院又は自宅療養の判断を行う。

都内感染期においては、特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。 そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、全ての一般入院医療機関において受入れることとなる。

一般医療機関での診察が始まる時期については、外来受入態勢や、訪問診療・ 看護の強化など、休日・時間外等を含めた手厚い医療体制を提供できるよう対策 を検討しておく。

また、都と連携し、患者が増加した場合に備えて医療機関における使用可能な病床数及び人工呼吸器等の使用状況等の調査を受け、感染期の病床確保に努める。

区は、国又は都において決定される発生段階の移行に関する情報収集を行い、 迅速に情報提供する。また、各発生段階に応じた医療機関の役割分担について区 民をはじめ関係機関に周知する。

(3) 臨時の医療施設の開設に関する事務の一部実施

臨時の医療施設については、特措法第48条第1項に基づき、都が設置開設することとなるが、同法第48条第2項に基づき、都が必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、区長が臨時の医療施設における事務の一部を行う。

7 区民生活及び区民経済の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、区民生活及び区民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び区民経済への影響が最小限となるよう区、医療機関、区民及び事業者は、それぞれの役割に応じ、発生前から十分な準備を行い、互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 高齢者・障害者等の要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流が停滞し、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。

このため、新型インフルエンザ等対策においては、孤立化し、生活に支障をきたすおそれがある世帯(高齢者のみの世帯、障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備が求められている。

区では、必要な生活支援等ができるよう対象世帯の把握や必要な物資の確保、配 布方法をあらかじめ検討する。

また、特措法第45条第2項に基づく高齢者・障害者等の社会福祉施設(通所及び

短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が行われた場合には、国の基本的 対処方針の範囲内で、一律に区内一斉に閉鎖するのではなく、社会機能維持のた め、徹底した感染予防策を講じ、可能な限り閉鎖以外の対応をする社会福祉施設 (通所及び短期入所系サービスに限る。)を選定するなど、平常時から仕組みづく りを進めておく。

(2)遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

また、区には火葬場がないため、都及び関係団体と連携して近隣区の火葬場へ協力要請するなど火葬場の確保に努める。さらに一時的に遺体を安置できる施設等についても検討する。

なお、新型インフルエンザ等が大流行しているときは、平常時に行っているよう な形態の葬儀が困難になる可能性があることについて区民の理解を得るよう努める。

(3) 区民生活の安定の確保

ア 個人の備蓄

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、さまざまな物資の輸入の減少、 停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必 需品等の生産、物流が停滞することも予想される。

このため、個人・家庭における対策として、自助の視点から最低限の食料品、 生活必需品、マスク等を備蓄しておくよう、区民等に対し普及啓発する。

また、食料品、生活必需品、マスク等を購入するに当たっては、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動についても普及啓発する。

イ 物資及び資材の安定の確保

国の緊急事態宣言が行われた場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を 実施するうえで、区の備蓄する物資又は資材が不足し、的確かつ迅速な対応が困 難であると認められる場合には、都に対し、必要な物資又は資材の供給について 必要な措置を講じるよう要請する。

ウ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等発生時においては、ごみ処理能力の機能低下などにより、 平常時のごみ処理の維持が困難な場合が想定される。

このため、ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を依頼する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法第57条により、新型インフルエンザ等の発生時において特例措置が実施された場合は、国の政令、都の通知等を迅速に分かり易く周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

オその他

特措法第45条第2項に基づく保育所の使用制限の要請が行われた場合には、国の基本的対処方針の範囲内で、一律に区内一斉に閉鎖するのではなく、社会機能維持のため、徹底した感染予防策を講じ、可能な限り閉鎖以外の対応をする保育所を選定するなど、平常時から仕組みづくりを進めておく。

(4) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業に対し、臨時相談窓口を設置して支援する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、区が実施している建築基準法に基づく許可など各種 許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面 業務を縮小し工夫しながら実施する。

(5) 区役所機能の維持

ア 事業継続計画(BCP)の整備

新型インフルエンザ等の発生時に備え、区の業務が継続できるよう、すでに策定してある「墨田区事業継続計画(BCP)〈新型インフルエンザ編〉」(以下「事業継続計画」という。)の見直しを行う。

イ 区役所機能の維持

新型インフルエンザ等が発生した場合には、限られた人員で区の業務を継続するため、事業継続計画に基づき、感染拡大防止に直結する事業やごみ処理事業については要員を確保するなど、庁内の応援体制を整備し、業務を継続する。

ウ 庁舎等における感染拡大防止及び職員の感染予防

庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場合は、庁舎の入口に「感染予防ポスター」やトイレに「手洗い方法」を掲示するなど感染拡大防止に努める。

また、職員に対しては、マスク着用、咳エチケット、手洗い、発熱や咳などの新型インフルエンザ等の症状がある場合の出勤自粛など発生段階ごとに定めた「職員の感染予防ルール」を周知し、感染予防策の徹底を図る。

(墨田区事業継続計画(BCP)(新型インフルエンザ編)「第4章 業務継続のための環境整備」参照)

第4章 各段階における対策

1 未発生期

<未発生期>

- 1 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 2 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 2 国や都の動向を注視し、発生の早期確認に努める。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、 本行動計画等を踏まえ、都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓 練の実施等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共 通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- 平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザ等が発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザ等の流行規模や病原性等を判断する。(保健衛生担当)
- 区が導入したサーベイランスである「学校欠席者情報収集システム(保育園 サーベイランスを含む)」を実施し、新型インフルエンザ等の流行状況をいち早 く探知し、関係機関等に情報発信する。(保健衛生担当、子ども・子育て支援担 当、教育委員会)

〈平常時(新型インフルエンザ等発生前)から実施するサーベイランス〉 平常時、墨田区保健所等が通年実施するサーベイランスは次のとおりである。

- ① インフルエンザサーベイランス (患者発生サーベイランス) 保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関 (419 医療機関 (平成 25 年 4 月現在)) が連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。
- ② ウイルスサーベイランス (病原体サーベイランス) 保健所及び都内病原体定点医療機関 (41 医療機関 (平成 25 年 4 月現在)) は、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。

【参考】

東京都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。

③ 東京感染症アラート

鳥インフルエンザ (H 5 N 1) 等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関は、鳥インフルエンザ (H 5 N 1) 等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告する。検査基準に該当する場合、区は東京都健康安全研究センターに依頼して緊急検査とウイルス遺伝子検査を実施する。

④ インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設) 保健所は、都と連携して、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。

また、保健所は、厚生労働省の通知(平成17年2月22日付け)に基づく社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受け集約する。

- ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス(重症患者サーベイランス) 保健所及び都内基幹定点医療機関(25 医療機関(平成 25 年 4 月現在))は、感染症 法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。
- ⑥ クラスター (集団発生) サーベイランス

集団発生報告があった時に、保健所は都及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスター(集団発生)サーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人(週)を超えるまで継続する。

また、小康期においても第二波に備えて実施する。

上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ等の発生や流行状況にあわせて、次の サーベイランスを追加実施する。

<臨時で実施する新型インフルエンザ等のサーベイランス>

⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

都は、海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる 患者の全数遺伝子検査を実施する。

【情報収集】

- 国、都等から新型インフルエンザ等の発生状況などについて情報収集を行う。 (保健衛生担当)
- 社会福祉施設等から新型インフルエンザ等の発生状況などについて情報収集 を行う。(保健衛生担当、福祉保健部)

(2)情報提供・共有

【区民及び事業者への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策、家庭での必要物資の備蓄等の情報を、区の広報誌やホームページをはじめとする広報媒体を用いて、区民等に情報提供を行う。(保健衛生担当、企画経営室)
- 新型インフルエンザ等の感染様式(飛沫感染及び接触感染)と感染予防策を 周知し、発生した場合は、区や都からの情報に従って医療機関の受診をするこ とを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性 インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。 (保健衛生担当、企画経営室)
- 事業者に対して、所管部署が新型インフルエンザ等に関する情報を、迅速に 提供できるよう体制を整備する。(保健衛生担当、各部)
- 高齢者、障害者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容や区の広報媒体を用いた情報提供方法について、事前に検討する。 (保健衛生担当、企画経営室、福祉保健部、区民活動推進部)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ及び社会福祉施設等との緊急 連絡体制について、事前に整備する。また、必要に応じて訓練を行う。(保健衛 生担当、総務部、福祉保健部、子ども・子育て支援担当、教育委員会、各部)

【関係機関等への情報提供】

○ 保健所は地域の医療機関による健康危機管理に関して、情報連絡体制を整備 する。

また、サーベイランスなど、平常時から連携して新型インフルエンザ等に係る業務を行う。(保健衛生担当)

- 警察、消防等の関係機関等に対し、迅速な情報提供ができるよう、緊急連絡網を作成するなど情報連絡体制を整備する。また、必要に応じて情報伝達訓練を実施する。(危機管理担当、保健衛生担当)
- 関係機関等には、関係部署を通じて随時情報提供を行うことができるように、 庁内の体制を整備する。(危機管理担当、保健衛生担当、各部)

(3)区民相談

【相談対応】

○ 区民等からの様々な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制につ

いて事前に検討し、必要な準備を行う。(危機管理担当、保健衛生担当、各部)

(4) 感染拡大防止

【感染予防策の周知】

- 区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける 等の基本的な感染防止策を周知する。(保健衛生担当、企画経営室、各部)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ、社会福祉施設等については、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について周知する。 (保健衛生担当、総務部、福祉保健部、子ども・子育て支援担当、教育委員会、各部)
- 感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。(保健衛生担当)

(5) 予防接種

【特定接種】

- 国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力する。また、 自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、 必要な支援を行う。(保健衛生担当)
- 区職員等の特定接種に向けた接種体制の整備を図る。(危機管理担当、保健衛生担当、総務部)

【住民接種】

- 国及び都からの技術的支援を得て、医師会、事業者、施設管理者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種場所、接種時期の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について検討する。(危機管理担当、保健衛生担当)
- 集団的接種を原則とした住民に対する予防接種の体制の整備を図る。(危機管理担当、保健衛生担当)
- 国及び都からの技術的支援を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ 区市町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は居住する区市町村以 外の区市町村における接種を可能にするよう努める。(保健衛生担当)

(6) 医療

【医療提供体制の整備等】

○ 平時から都と協力して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体との合同による訓練や会議等を通じて医療確保に関する連携を図り、地域の医療機関や薬局、消防等の関係機関と連携し、小児や人工呼吸器が必要な者など特定分野の医療不足が見込まれる区の実情に応じた医療提供体制の整備を推進する。(保健衛生担当)

(7) 区民生活及び区民経済の安定の確保

【高齢者・障害者等への支援】

- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)ができるよう対象世帯の把握に努めるとともに、搬送、 死亡時の対応等について具体的な手続の検討を行なう。(危機管理担当、保健衛生担当、福祉保健部)
- 特措法第45条第2項に基づく高齢者・障害者等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請等が行われた場合には、国の基本的対処方針の範囲内で、一律に区内一斉に閉鎖するのではなく、社会機能維持のため、徹底した感染予防策を講じ、可能な限り閉鎖以外の対応をする社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)を選定するなど、平常時から仕組みづくりを進めておく。(危機管理担当、保健衛生担当、福祉保健部)

【遺体に対する適切な対応】

○ 都や関係団体と連携して、近隣区の火葬場へ協力要請するなど火葬場の確保 に向けた準備を進める。また、一時的に遺体を安置できる施設等について把握・ 検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(危機管理担当)

【区民生活】

- 区民に対し、必要最低限の食料品・生活必需品・マスク等の備蓄を呼びかける。(危機管理担当、保健衛生担当、企画経営室)
- 特措法第45条第2項に基づく保育所の使用制限の要請等が行われた場合には、国の基本的対処方針の範囲内で、一律に区内一斉に閉鎖するのではなく、社会機能維持のため、徹底した感染予防策を講じ、可能な限り閉鎖以外の対応をする保育所を選定するなど、平常時から仕組みづくりを進めておく。(危機管理担当、保健衛生担当、子ども・子育て支援担当、教育委員会)

【区役所機能の維持】

○ 墨田区事業継続計画(BCP) <新型インフルエンザ編>の見直しを行う。 (危機管理担当)

2 海外発生期

<海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡 大している場合等、様々な状況

<目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都 (区) 内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都(区)内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 都(区)内発生した場合には早期に発見できるよう、都と連動し区内サーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都(区)内で発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関等、区民及び事業者に準備を促す。
- 5 国及び都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関等への情報提供、検 査体制の整備、診療体制の確立、区民生活及び区民経済の安定のための準備、 特定接種の実施及び協力等、都(区)内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- 平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザ等が疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター(集団)サーベイランスを実施する。(保健衛生担当)
- 新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析するとともに、都、 感染症指定医療機関、各保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に 共有する。(保健衛生担当)
- 「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」を引き続き 実施し、新型インフルエンザ等の流行状況をいち早く探知し、関係機関等に情 報発信する。(保健衛生担当、子ども・子育て支援担当、教育委員会)

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、海外での新型インフルエンザ等の発生 状況などについて引き続き情報収集する。(保健衛生担当)
- 社会福祉施設等から新型インフルエンザ等の発生状況などについて、引き続き情報収集する。(保健衛生担当、福祉保健部)

(2)情報提供・共有

【区民及び事業者への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、新型 インフルエンザ相談センターの開設等の最新情報を、区の広報誌やホームペー ジをはじめとする広報媒体を用いて、区民等に情報提供する。(保健衛生担当、 企画経営室)
- 新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順(まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、その指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。)等についての周知を強化する。(保健衛生担当、企画経営室)
- 事業者に対して、所管部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供 を行う。(保健衛生担当、各部)
- 高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、企画経営室、福祉保健部、区民活動推進部)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ等を通じ、新型インフルエン ザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、総務部、子ども・子育て支援担 当、教育委員会、各部)
- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、所管 部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、 福祉保健部)

【関係機関等への情報提供】

○ 医療機関、警察、消防等の関係機関等に対し、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、都(区)内発生に備えた協力を依頼する。(危機管理担当、保健衛生担当、各部)

(3) 区民相談

【相談対応】

○ 都と連動して新型インフルエンザ相談センターを設置し、国及び都の質疑応答集等に基づいて新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。また、区民等からの電話による保健医療に関する一般相談に対応する。 夜間・休日においては、都及び都内各保健所と連携・協力し、共同で新型インフルエンザ相談センターを設置して対応する。 (保健衛生担当)

○ 区民等に対し新型インフルエンザ相談センターの周知を徹底する。特に、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないよう、新型インフルエンザ相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。(保健衛生担当、企画経営室)

(4) 感染拡大防止

【感染拡大防止策の準備】

- 国や都と連携し、都(区)内発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(保健衛生担当)
- 国や都と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用 し、必要時に疫学調査を行う。(保健衛生担当)

【感染予防策の注意喚起】

- 区民及び事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避ける等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。(保健衛生担当、企画経営室)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ及び社会福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について注意喚起する。(保健衛生担当、総務部、福祉保健部、子ども・子育て支援担当、教育委員会、各部)

(5) 予防接種

【特定接種】

○ 国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第 28 条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針によって、区職員の対象者に対 する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行 うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。(危機管理担当、保健衛生 担当、総務部)

【住民接種】

○ 国及び都と連携し、接種体制の準備を進める。(危機管理担当、保健衛生担当)

(6) 医療

【医療提供体制】

○ 区は、都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関に新型インフルエンザ専門外来が設置されたことを受け、感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等と患者のトリアージや検査方法、医療の提供、感染症指定医療機関への移送、院内感染防止対策の状況等に関しての体制を確認する。(保健衛生担当)

○ 国の症例定義や都が設定する報告要件を迅速に医療機関に提供し、都(区) 内発生に備えた早期の探知ができる体制を整備する。(保健衛生担当)

(7) 区民生活及び区民経済の安定の確保

【高齢者、障害者等への生活支援】

○ 都(区)内発生に備えて、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)ができるよう対象世帯の把握に努めるとともに、搬送、死亡時の対応等について準備する。(危機管理担当、保健衛生担当、福祉保健部)

【遺体に対する適切な対応】

○ 都や関係団体と連携して、近隣区の火葬場へ協力要請するなど火葬場を確保できるよう準備を進める。また、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を進める。(危機管理担当)

【区民生活】

○ 区民に対し、引き続き必要最低限の食料品・生活必需品・マスク等の備蓄を呼びかける。あわせて、必要以上の物資の買占めを行わないよう、適切な行動を呼びかける。(危機管理担当、保健衛生担当、企画経営室)

3 国内発生早期(都内未発生)

<国内発生早期>

○ 都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 (都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

<目的>

- 1 都(区)内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 新型インフルエンザ等が発生している道府県からの情報収集を行う。

<対策の考え方>

- 1 都(区)内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民等への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- 平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的 にサーベイランスを実施する。(保健衛生担当)
- 「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」を引き続き 実施し、新型インフルエンザ等の流行状況をいち早く探知し、関係機関等に情 報発信する。(保健衛生担当、子ども・子育て支援担当、教育委員会)

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等の発生 状況などについて引き続き情報収集する。(保健衛生担当)
- 社会福祉施設等から新型インフルエンザ等の発生状況などについて、引き続き情報収集する。(保健衛生担当、福祉保健部)

(2)情報提供・共有

【区民及び事業者への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、国内での発生状況、感染予防策や受診時の注意等に関する最新情報を、区の広報誌やホームページをはじめとする広報媒体を用いて、区民等に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。(保健衛生担当、企画経営室)
- 事業者に対して、所管部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供 を行う。(保健衛生担当、各部)
- 高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、企画経営室、福祉保健部、区民活動推進部)

- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ等を通じ、新型インフルエン ザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、総務部、子ども・子育て支援担 当、教育委員会、各部)
- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、所管 部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、 福祉保健部)

【関係機関等への情報提供】

○ 医療機関、警察、消防等の関係機関等に対し、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、都(区)内発生に備えた協力を依頼する。(危機管理担当、保健衛生担当、各部)

(3) 区民相談

【新型インフルエンザ等の相談への対応体制の拡充】

- 引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。(保健衛生担当)
- 新型インフルエンザ等に係る一般的な問合せは、国及び都等からの質疑応答 集等に基づき、区の代表電話でも対応する。また、各部署でも同様に対応でき る体制に拡充する。(保健衛生担当、各部)
- 区民等に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談窓口の設置を周知する。(保健衛生担当、企画経営室)

(4) 感染拡大防止

【感染拡大防止策の準備】

- 国や都と連携し、都(区)内発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備をする。(保健衛生担当)
- 国や都と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用 し、必要時に疫学調査を行う。(保健衛生担当)

【感染予防策】

- 区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける 等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかける。(保健衛生担当、企画経営室)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ及び社会福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を徹底するよう呼びかける。(保健衛生担当、総務部、福祉保健部、子ども・子育て支援担当、教育委員会、各部)

(5) 予防接種

【特定接種】

○ 区職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し、特措法第28 条に基づき特定接種を実施する。(危機管理担当、保健衛生担当、総務部)

【住民接種(新臨時接種)】

○ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチン開発後に、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を医療機関の協力を得て開始する。(危機管理担当、保健衛生担当)

【住民接種(臨時接種)】

○ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後に、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を医療機関の協力を得て開始する。(危機管理担当、保健衛生担当)

(6) 医療

【相談体制等】

○ 保健所に設置する新型インフルエンザ相談センターにおいて、電話により区 民等からの相談に応じる。また、症状や渡航歴等から新型インフルエンザ等が 疑われる者に対して、新型インフルエンザ専門外来での受診を案内する。(保健 衛生担当)

【診療体制】

○ 新型インフルエンザ等と診断された場合には、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき入院勧告を行い、感染症指定医療機関に 移送する。(保健衛生担当)

(7) 区民生活及び区民経済の安定の確保

【高齢者、障害者等への生活支援】

○ 都(区)内発生に備えて、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)ができるよう対象世帯の把握に努めるとともに、搬送、死亡時の対応等について準備する。(危機管理担当、保健衛生担当、福祉保健部)

【遺体に対する適切な対応】

○ 都や関係団体と連携して、近隣区の火葬場へ協力要請するなど火葬場を確保 できるよう準備を進める。また、一時的に遺体を安置できる施設等を確保でき るよう準備を進める。(危機管理担当)

【区民生活】

- ごみ処理事業の継続を行う。(環境担当)
- 区民や事業者に対し、生活上必要な食料品・生活必需品等の買占め及び売惜 しみを行わないよう、適切な行動を呼びかける。(危機管理担当、保健衛生担当、 企画経営室、産業観光部)

4 都内発生早期

<都内発生早期>

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を 疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都(区)内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都(区)内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民等への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者 が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行 うとともに、医療機関等での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び区民経済の 安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給及び体制が整い 次第、実施する。

(1) サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- 引き続き、新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見診断し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握のためのサーベイランスを続ける。(新型インフル保健衛生部)
- 「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」を引き続き 実施し、新型インフルエンザ等の集団発生の探知を強化し、関係機関等に情報 発信する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル施設保護部、新型インフル 教育部)

【情報収集】

○ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内等での新型インフルエンザ等の発生状況などについて引き続き情報収集する。(新型インフル保健衛生部)

○ 社会福祉施設等から新型インフルエンザ等の発生状況などについて、引き続き情報収集する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部)

(2)情報提供・共有

【区民及び事業者への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等に関する最新情報を、区の広報誌やホームページをはじめとする広報媒体を用いて、区民等に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部)
- 事業者に対して、所管部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供 を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル各部)
- 高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、新型インフル 要援護者救護部、新型インフル救護部)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ等を通じ、新型インフルエン ザ等に関する情報提供を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、 新型インフル施設保護部、新型インフル教育部、新型インフル各部)
- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、所管部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部)

【関係機関等への情報提供】

○ 医療機関、警察、消防等の関係機関等に対し、迅速かつ正確に情報提供を行 うとともに、都(区)内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。 (新型インフル総務部、新型インフル保健衛生部、新型インフル各部)

(3)区民相談

【相談対応】

- 引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。(新型インフル保健衛生部)
- 健康相談以外の様々な問合せに対応するため、各部に寄せられた相談内容を 共有し、相談の多い問合せの窓口一覧を作成するとともに、FAQ(よくある 質問とその回答)を活用してホームページに掲載するなど、必要な対策を講じ る。(新型インフル総務部、新型インフル各部)
- 新型インフルエンザ等に係る一般的な問合せは、引き続き国及び都等からの 質疑応答集等に基づき、区の代表電話や各部で対応する。(新型インフル保健衛 生部、新型インフル各部)
- 区民等に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談窓口の設置を周知す

る。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部)

(4) 感染拡大防止

【感染拡大防止策】

- 国、都及び関係機関等と連携し、保健所は感染症法に基づく患者への対応(入院勧告措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、抗インフルエンザ薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等)など適切な感染拡大防止策を行う。(新型インフル保健衛生部)
- 区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける 等の基本的な感染予防策を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状 が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策を勧 奨する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、新型インフル各部)
- 区立学校・幼稚園・保育所等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒・園児について、接触者の健康管理に努める。また、保健所、所管部署や医師との連携により、児童・生徒・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止に努める。 (新型インフル保健衛生部、新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)
- 区立学校・幼稚園・保育所等は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の 基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休 業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講じる。(新型インフル施設保 護部、新型インフル教育部)
- 私立学校・幼稚園・保育所等については、各設置者に対し新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒・園児について、接触者の健康管理に努めるよう要請する。また、保健所、所管部署や医師との連携により、児童・生徒・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止に努めるよう要請する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)
- 私立学校・幼稚園・保育所等については、ウイルスの病原性等の状況を踏ま え、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて 臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講じるよう設置者に要請 する。(新型インフル総務部、新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)
- 高齢者・障害者等の社会福祉施設については、各設置者に対し新型インフルエンザ等の疑われる利用者、施設職員について、接触者の健康管理に努めるよう要請する。また、保健所、所管部署や医師との連携により、利用者、施設職員へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設の消毒等、感染拡大防止に努めるとともに、必要に応じて、臨時休業等の措置をとるよう要請する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部)
- 高齢者・障害者等の社会福祉施設については、ウイルスの病原性等の状況を 踏まえ、新型インフルエンザ等の症状がある利用者、施設職員に対しては、施 設の利用制限や出勤自粛の徹底、受診勧奨等の感染拡大防止策を行うよう要請

する。 (新型インフル要援護者救護部)

(緊急事態宣言時の対応)

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する措置を踏まえ、次の対策を講じる。
 - 〈1 外出自粛の要請に係る周知〉 都が特措法第45条第1項に基づき、住民に対する不要不急の外出自粛の 要請を行う場合は、区民や事業者に速やかに周知し、理解・協力を求める。 (新型インフル総務部、新型インフル各部)
 - 〈2 施設の使用制限の要請に係る周知〉 都が特措法第45条第2項に基づき、学校、幼稚園、保育所等に対する施 設の使用制限の要請等を行う場合は、関係団体等と連携して、速やかに周 知し、理解・協力を求める(新型インフル総務部、新型インフル各部)

(5) 予防接種

【特定接種】

○ 区職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し、特措法第28 条に基づく特定接種を継続する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生 部)

【住民接種(新臨時接種)】

○ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチン開発後に、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を医療機関の協力を得て継続する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生部)

【住民接種(臨時接種)】

○ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後に、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を医療機関の協力を得て継続する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生部)

(6) 医療

【相談体制等】

○ 保健所に設置する新型インフルエンザ相談センターにおいて、電話により区 民等からの相談に応じる。また、症状や渡航歴等から新型インフルエンザ等が 疑われる者に対して、新型インフルエンザ専門外来での受診を案内する。(新型 インフル保健衛生部)

【診療体制】

○ 新型インフルエンザ等と診断された場合には、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき入院勧告を行い、感染症指定医療機関に 移送する。(新型インフル保健衛生部)

(7) 区民生活及び区民経済の安定の確保

【高齢者、障害者等への生活支援】

○ 都内感染期発生に備えて、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)ができるよう対象世帯の把握に努めるとともに、搬送、死亡時の対応等について準備する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部、新型インフル救護部)

(緊急事態宣言時の対応)

○ 特措法第45条第2項に基づく高齢者・障害者等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請等が行われた場合には、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。(新型インフル要援護者救護部)

【遺体に対する適切な対応】

- 都及び関係団体と連携し、近隣区の火葬場へ協力要請を行い、火葬場を確保 する。 (新型インフル総務部、新型インフル救護部)
- 火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備をする。(新型インフル総務部、新型インフル救護部)

【区民生活】

- ごみ処理事業の継続を行う。(新型インフル環境部)
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する相談窓口を設置し支援する。(新型 インフル救護部)
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、都に対し情報提供を求め、準備を行う。(新型インフル各部)
- 区民や事業者に対し、生活上必要な食料品・生活必需品等の買占め及び売惜 しみを行わないよう、適切な行動を呼びかける。(新型インフル総務部、新型イ ンフル救護部)

(緊急事態宣言時の対応)

○ 都が特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が行われた場合には、国の基本的対処方針の範囲内で、社会機能維持のため可能な限り閉鎖以外の対応を検討する。(新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)

5 都内感染期

<都内感染期>

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

<目的>

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び区民経済への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の 状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、 積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制へ の負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活及び区民経済への影響を最小限に抑えるため必要な事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、ワクチンの供給及び体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、都と連動した対策がとれるよう、都に準じ、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ(通常の院内体制)」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ(院内体制の強化)」、「都内流行期・第三ステージ(緊急体制)」の3つに細分類し、記載する。

(1) サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

○ 都内発生早期まで実施していた東京感染症アラートによる全数調査及びクラ

スターサーベイランスに伴うウイルス検査を国及び都の方針の変更に基づき終 了する。(新型インフル保健衛生部)

- 国及び都の方針に基づき、入院患者の把握や重症者の情報を収集するサーベイランスを引き続き実施する。(新型インフル保健衛生部)
- 「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」を引き続き 実施し、新型インフルエンザ等の集団発生を探知し、関係機関等に情報発信す る。(新型インフル保健衛生部、新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内等での新型インフルエンザ等の発生状況などについて引き続き情報収集する。(新型インフル保健衛生部)
- 社会福祉施設等から新型インフルエンザ等の発生状況などについて、引き続き情報収集する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部)

(2)情報提供・共有

【区民及び事業者への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等に関する最新情報を、区の広報誌やホームページをはじめとする広報媒体を用いて、区民等に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。また、都内及び区内の流行状況に応じた医療体制及び受診方法の周知を図る。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部)
- 事業者に対して、所管部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供 を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル各部)
- 高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、新型インフル 要援護者救護部、新型インフル救護部)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ等を通じ、新型インフルエン ザ等に関する情報提供を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、 新型インフル施設保護部、新型インフル教育部、新型インフル各部)
- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、所管部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部)

【関係機関等への情報提供】

○ 医療機関、警察、消防等の関係機関等に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を依頼する。

また、都と連携して患者の発生状況や感染予防策、検査や治療に関する最新 情報等について情報提供する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生 部、新型インフル各部)

(3) 区民相談

【相談対応】

- 新型インフルエンザ相談センターは、新型インフルエンザ専門外来の設置を 終了した後も、引き続き、保健医療に関する相談に応じる。(新型インフル保健 衛生部)
- 新型インフルエンザ等に係る一般的な問合せは、引き続き国及び都等からの 質疑応答集等に基づき、区の代表電話や各部で対応する。(新型インフル保健衛 生部、新型インフル各部)
- 区民等に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談窓口の設置を周知する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部)

(4) 感染拡大防止

【体制の変更】

○ 国及び都の方針に基づき、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。(新型インフル保健衛生部)

【感染拡大防止策】

- 区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける 等の基本的な感染予防策を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状 が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策を勧 奨する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、新型インフル各部)
- 区立学校・幼稚園・保育所等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒・園児について、接触者の健康管理に努める。また、保健所、所管部署や医師との連携により、児童・生徒・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止策を徹底する。 (新型インフル保健衛生部、新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)
- 区立学校・幼稚園・保育所等は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の 基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休 業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講じる。(新型インフル施設保 護部、新型インフル教育部)
- 私立学校・幼稚園・保育所等については、各設置者に対し新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒・園児について、接触者の健康管理に努めるよう要請する。また、保健所、所管部署や医師との連携により、児童・生徒・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止策を徹底するよう要請する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル総務部、新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)
- 私立学校・幼稚園・保育所等については、ウイルスの病原性等の状況を踏ま え、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて 臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講じるよう設置者に要請 する。(新型インフル総務部、新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)

- 高齢者・障害者等の社会福祉施設については、各設置者に対し新型インフルエンザ等の疑われる利用者、施設職員について、接触者の健康管理に努めるよう要請する。また、保健所、所管部署や医師との連携により、利用者、施設職員へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設の消毒等の感染拡大防止策を徹底し、必要に応じて、臨時休業等の措置をとるよう要請する。(新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部)
- 高齢者・障害者等の社会福祉施設については、ウイルスの病原性等の状況を 踏まえ、新型インフルエンザ等の症状がある利用者、施設職員に対しては、施 設の利用制限や出勤自粛の徹底、受診勧奨等の感染拡大防止策を行うよう要請 する。(新型インフル要援護者救護部)

(緊急事態宣言時の対応)

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する措置を踏まえ、次の対策を講じる。
 - 〈1 外出自粛の要請に係る周知〉 都が特措法第45条第1項に基づき、住民に対する不要不急の外出自粛の 要請を行う場合は、区民や事業者に速やかに周知し、理解・協力を求める。
 - (新型インフル総務部、新型インフル各部) 〈2 施設の使用制限の要請に係る周知〉

都が特措法第45条第2項に基づき、学校、幼稚園、保育所等に対する施設の使用制限の要請等を行う場合は、関係団体等と連携して、速やかに周知し、理解・協力を求める。(新型インフル総務部、新型インフル各部)

(5) 予防接種

【特定接種】

○ 区職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し、特措法第28 条に基づく特定接種を継続する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生 部)

【住民接種(新臨時接種)】

○ 国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチン開発後に、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を医療機関の協力を得て継続する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生部)

【住民接種(臨時接種)】

○ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後に、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を医療機関の協力を得て継続する。(新型インフル総務部、新型

インフル保健衛生部)

(6) 医療

感染症診療協力機関等において実施してきた体制から、新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接、内科や小児科など季節性のインフルエンザの診療を行う全ての医療機関が一般医療として診療を行い、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関が受け入れる体制への移行を促す。

<第一ステージ(通常の院内体制)>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。(新型インフル保健衛生部)
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエン ザ等の患者の入院受入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじ め都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受入れるよう、医療機関に周 知する。(新型インフル保健衛生部)
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民等に対し外来診療 については、かかりつけ医への受診を促す等の協力を求める。(新型インフル保健衛生部)
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。(新型インフル保健衛生部)

<第二ステージ(院内体制の強化)>

- 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に 院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一 部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、医療機 関に周知し、区内の入院受入体制の強化を依頼する。(新型インフル保健衛 生部)
- 医師会や薬剤師会に対し、あらかじめ整備している医療体制等に基づき、 区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を 依頼する。(新型インフル保健衛生部)

<第三ステージ(緊急体制)>

○ 都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、 都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医 療機関の敷地内(院内の食堂や講堂等)に臨時スペースを暫定的に確保し、 備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機 関に依頼する。(新型インフル保健衛生部)

○ 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、区内の重症患者受入可能医療機関に 対する支援を行うよう依頼する。(新型インフル保健衛生部)

(緊急事態宣言時の対応)

○ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。区は、都と連携し、区内の医療機関等との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。(新型インフル保健衛生部)

(7) 区民生活及び区民経済の安定の確保

【高齢者・障害者等への生活支援】

- 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)ができるよう対象世帯の把握に努めるとともに、搬送、 死亡時の対応等を行う。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部、新型インフル救護部)
- 要援護者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等 に協力を依頼する。(新型インフル総務部、新型インフル保健衛生部、新型イン フル要援護者救護部、新型インフル救護部)
- 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とする要援護者世帯に 対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(新型インフル総務 部、新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部、新型インフル救 護部、新型インフル建築部)
- 国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(新型インフル保健衛生部、新型インフル要援護者救護部、新型インフル救護部)

(緊急事態宣言時の対応)

○ 特措法第45条第2項に基づく高齢者・障害者等の社会福祉施設(通所及び 短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請等が行われた場合には、施設 のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体 等と調整を行う。(新型インフル要援護者救護部)

【遺体に対する適切な対応】

- 都及び関係団体と連携し、近隣区の火葬場へ協力要請を行い、火葬場を確保する。また、都に対し、広域火葬炉の要請を行う。(新型インフル総務部、新型インフル救護部)
- 火葬能力の限界を超えた場合、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び 運用をする。(新型インフル総務部、新型インフル救護部)

○ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが 困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必 要があるときに、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町 村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止す るために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等 の特例が設けられた場合には、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(新 型インフル救護部)

【区民生活】

- 通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、区民や事業者にごみの 排出抑制に努めるよう協力を依頼する。(新型インフル総務部、新型インフル環 境部)
- ごみ処理事業の継続を行う。(新型インフル環境部)
- 引き続き事業活動に支障が生じた中小企業に対する相談窓口を設置し支援する。(新型インフル救護部)
- 都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、 区民の権利利益を保護する。(新型インフル各部)
- 区民や事業者に対し、生活上必要な食料品・生活必需品等の買占め及び売惜 しみを行わないよう、適切な行動を呼びかける。(新型インフル総務部、新型イ ンフル救護部)

(緊急事態宣言時の対応)

○ 都が特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請等が行われた場合には、国の基本的対処方針の範囲内で、社会機能維持のため可能な限り閉鎖以外の対応を検討する。(新型インフル施設保護部、新型インフル教育部)

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

区民生活及び区民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、 第二波の流行に備え、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、 医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に 回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民等に 情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

【サーベイランス】

- 新型インフルエンザ等の再流行等に注意し、平常時に通年で実施しているインフルエンザサーベイランスを継続する。(保健衛生担当)
- 再流行を早期に探知するため、「学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランスを含む)」を引き続き実施し、新型インフルエンザ等の集団発生を探知・把握する。(保健衛生担当、子ども・子育て支援担当、教育委員会)
- 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行(1.0人/定点医療機関)するまでの間、都及び関係機関と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。(保健衛生担当)

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等の発生 状況などについて引き続き情報収集する。(保健衛生担当)
- 社会福祉施設等から新型インフルエンザ等の発生状況などについて、引き続き情報収集する。(保健衛生担当、福祉保健部)

(2)情報提供・共有

【区民及び事業者への情報提供】

- 流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等に関する情報について、区の広報誌やホームページをはじめとする広報媒体を用いて、随時区民等に提供するとともに、感染予防策の継続を呼びかける。(保健衛生担当、企画経営室)
- 事業者に対して、所管部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供

を行う。 (保健衛生担当、各部)

- 高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、企画経営室、福祉保健部、区民活動推進部)
- 公の施設、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ等を通じ、新型インフルエン ザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、企画経営室、総務部、子育て支 援担当、教育委員会、各部)
- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、所管 部署を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(保健衛生担当、 福祉保健部)

【関係機関等への情報提供】

○ 医療機関、警察、消防等の関係機関等に対し、患者発生の状況や国の基本的 対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供 し、「小康期」への移行を図る。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供 体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関 等の現状を把握する。(危機管理担当、保健衛生担当)

(3)区民相談

【新型インフルエンザ等への相談体制の縮小・廃止】

- 新型インフルエンザ相談センターについては、都と連携しながら、相談件数 の減少に伴い、体制の縮小・廃止を検討・実施する。保健所は、通常業務にお いて区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。(保健衛生担当)
- 区の代表電話や各部においても、相談件数の減少に伴い、拡充体制の縮小・ 廃止を検討・実施する。(保健衛生担当、各部)

(4)感染拡大防止

【感染拡大防止策】

○ 流行の状況を踏まえ、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、必要な体制を整備する。(保健衛生担当)

(緊急事態解除宣言時の対応)

(5) 予防接種

【住民接種(新臨時接種)】

○ 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく、新臨時接種を進める。(保健衛生担当)

(6) 医療

【情報提供】

- 医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を 呼びかける。(保健衛生担当)
- 第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼びかける。(保健衛 生担当)

(7) 区民生活及び区民経済の安定の確保

【高齢者・障害者等への生活支援】

○ 状況に応じ、平常時の体制に移行する。(危機管理担当、保健衛生担当、福祉 保健部)

【遺体に対する適切な対応】

○ 一時的な遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。(危機管 理担当)

【区民生活】

○ 区民、事業者等に対し、平常時の区民生活への回復を呼びかける。(保健衛生担当、企画経営室)

【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらにウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。[いわゆるA/ソ連型 (H1N1)、A/香港型 (H3N2) というのは、これらの亜型を指している。]

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009 2009 年 (平成 21 年) 4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 (平成 23 年) 年3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家庭内での感染が報告されている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の 重篤度として用いることが多い。なお学術的には病原体が宿主(ヒトなど)に感 染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の 抑制能などを総合した表現

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数

○ 致命率 (Case fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味

特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況(患者及び 病原体)の把握及び分析が行われている。

○ 東京感染症アラート

東京都では、新型インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場合、都内の保健所と協力し、24 時間体制で迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

○ クラスターサーベイランス

インフルエンザ様疾患発生報告及び感染症等集団発生時報告の報告時に、集団 内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイ ルスにおける型を調べるサーベイランス

このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人(週)を超えるまで継続する。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当)発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば患者と同居する家族等が想定される。

○ 基礎疾患を有する者等

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患(糖尿病等)、 腎機能障害、免疫不全(ステロイド全身投与等)等を有しており治療経過や管理 の状態等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関、第 二類感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ※ 特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- ※ 第一類感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエン ザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した 病院
- ※ 第二類感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の 患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

○ 感染症診療協力医療機関(都)

海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの疑い患者を診察し、診断確定までの経過観察を行う専門外来を設置するため、都が指定する医療機関感染症診療協力医療機関は、都の要請により、速やかに専門外来を開設する。

○ 感染症入院登録医療機関(都)

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関

感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続 計画(BCP)等を定めている。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤(タミフル、リレンザなど)

ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在はH5N1亜型を用いて製造)

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス 又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

墨田区新型インフルエンザ等対策有識者会議委員名簿

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

役職	氏 名	備考		
委員長	大 西 健 児	東京都立墨東病院 感染症科部長		
副委員長	阿部博通	弁護士 墨田区人権擁護委員		
委 員	加藤康幸	国立国際医療研究センター 国際感染症対策室医長		
	西島由美	公益社団法人墨田区医師会		
	浅 野 智 之	一般社団法人東京都本所歯科医師会		
	遅 澤 顕 二	公益社団法人東京都向島歯科医師会		
	塚 本 由弥子	一般社団法人墨田区薬剤師会		
	石 原 哲	白鬚橋病院 名誉院長		
	太田潔志	墨田中央病院 事務次長		
	丸 山 二美子	中村病院 検査科係長		
	森 八 一	東京商工会議所墨田支部 小売商業分科会会長		
	石 倉 一 郎	墨田区町会・自治会連合会 会長		
	佐藤繁己	本所警察署 警備課長		
	宇佐美 政人	向島警察署 警備課長		
	杉村敦	本所消防署 警防課長		
	佐 藤 浩 三	向島消防署 警防課長		
	横山信雄	墨田区 教育長		
	大 滝 信 一	墨田区 福祉保健部長		
	中橋 猛	墨田区 保健衛生担当部長		
	浜 田 将 彰	墨田区 総務部危機管理担当部長		

(敬称略)

墨田区新型インフルエンザ等対策有識者会議開催実績

回次	開催日及び 開催場所		議題
第1回	平成 26 年 3 月 19 日 (水) 午後 1 時 30 分から 2 時まで 区役所 8 階 82 会議室	1 2	墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)について 墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)に対する質問・意見について
第2回	平成 26 年 5 月 16 日 (金) 午後 2 時から 3 時まで 区役所 5 階防災センター	1	第1回有識者会議における質問・意見に 対する回答等について
第3回	平成 26 年 5 月 16 日 (金) 午後 2 時から 3 時まで 区役所 12 階 122 会議室	1 2 3	第2回区議会定例会企画総務委員会での報告 結果について パブリックコメントの実施結果について 墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)に係る東京都意見について

事務局

福祉保健部保健衛生担当	保健計画課
	保健予防課
総務部危機管理担当	安全支援課